

## 逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会（第1回）概要

- 開催日時 平成26年9月5日(金)午前9時～正午
- 開催場所 逗子市役所5階 第6会議室
- 出席委員 志村 直愛委員長、深澤 忠房副委員長、高橋 亮委員、平田由紀子委員
- 欠席委員 なし
- 事務局 森本市民協働部担当部長  
市民協働課：須田課長、川嶋係長、平元主事
- 傍聴者 なし
- 記録作成者 市民協働課：平元
- 会議の公開・非公開の別 一部非公開（情報公開条例第5条第2項第3号ウに該当）
- 非公開理由 採点基準等に関し討議することから、公開することにより当該事務事業の円滑な執行を著しく妨げる恐れがあるため

### ■会議の概要

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員の紹介
- 5 正副委員長の選任（全会一致で志村委員長、深澤副委員長と決定）
- 6 議事

(1) 諮問第14号 逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補の選定について

[非公開]

### ○業務内容について

- ・募集要項12ページの「12 引継業務」に関して、今回は市から民間事業者への引き継ぎだが、今後指定管理者が変わった場合は民間事業者同士の引き継ぎとなるため、協定書には厳しい規定が必要である。「引継ぎ期間1ヶ月以上」といった最低限の条件は必須であり、更に必要に応じて期間を延長するといったことも協定書に明記すべきである。
- ・「情報の収集および提供に関する業務」については、市と協議しながら実施していく事を想定している。情報の収集や、加工・発信は非常に手間のかかる業務であるが、逗子市の規模であれば実施可能であると考えている。また、ポータルサイトで情報を集約する事も重要であるが、一方で各団体がHPをもち、市民交流センターのHPからリンクをはって展開させる事も重要であるため、ポータルサイトとHP作成支援の両面で推進する必要がある。
- ・市民活動の中でも、子育て支援・障がい者・高齢者といったジャンルは、プールやフェスティバルパークの活用がしやすい分野である。複合施設の利点を活かして、各施設を連携させるような提案があると望ましい。
- ・利用団体が生涯学習団体と市民活動団体が混在しており、それぞれの区別がつきづらいため、業務量が予測しづらい部分もある。様々な要素が入っていることは市民にとっては良いと思う

が、非常に大変な事業である。ただ、中間支援を行うセンターの立場としては、どの団体も利用は全て受け入れつつ、できるだけ公益的な活動へシフトさせていくよう働きかけをすることが重要である。

#### ○実施体制について

- ・市民交流センターの役割は、直接何かを実施するというよりも、団体や個人を結び付けるコーディネート力が必要であるため、どのような人材にどのような役割を与えるかが重要であり、人材育成方針も含め判断する必要がある。また、専門性ある人材がいても、1名で非常勤職員10名程度を管理するのは難しい。館長に加えて、生涯学習・市民活動など各分野をしっかりと管理できる常勤職員が数名いないと厳しい業務であると思う。
- ・横須賀市は当初公設公営で運営していたが、指定管理者制度を導入することを前提に、中間支援を行うNPOとも連携をとりながら運営していた。しかし、今回の逗子市の場合は、目立った中間支援組織がない中でゼロから作り上げていくことから、かなり難しい事業になると思う。市民が運営に関わる雰囲気はどう作っていくかが重要である。施設を支える団体を育成する仕組みである運営委員会の設置なども必要と考えられる。

#### ○指名団体について

- ・株式会社パブリックサービスは、元々駐輪場・駐車場の管理等を行う、市が出資するシルバー人材センターであるため、今回のような業務が実施可能か不安に思う市民もいる。これまでの事業を第1事業部とし、今回のような指定管理を受けるために第2事業部を新設したが、まだ設立からまもないため、過去の実績で判断することができない。

株式会社パブリックサービス自体も財務状況も良いと思うが、それはこれまでリスクをとる事業を実施していなかったからである。今後事業内容が変わる中で経営状況がどうなるかわからず、かつ当事業に関連する実績もない中で、株式会社パブリックサービスありきで検討するのは違和感がある。それだけに、指名型プロポーザル方式であっても厳しく審査をする必要がある。

#### ○審査方法について

- ・業務基準書を満たした応募内容であるかは市でないと判断ができないため、あらかじめその点は市でチェックしてほしい。その上で選定委員会に諮るという、2段階方式で審査をしてほしい。
- ・結果については、条件を付した上で出すこともありうる。また、第2回委員会において、落選となった場合、第3回委員会では不足部分のみを再提案させる形とする。そのために、第2回委員会の採点表には点数だけでなくコメント欄も設け、講評の際に問題点などを指摘できるようにする。
- ・第2回委員会において、公開プレゼンテーションの時間は定めておくが、質疑応答は時間制限を設けずに必要なだけ行う。

## 7 その他

- ・委員長から委員の守秘義務につき再確認を行った。
- ・提案書の提出を受けたら、事前にメール・郵送で事務局から送付する。その際に、委員から事務局に対して質問ができるよう、質問表も添付する。
- ・第2回は9月18日（木）を予定しており、各自仮評価を行ったものを持ち寄り委員間の意見の差異等を確認した上で、公開プレゼンテーションを経て本評価を行う。また、仮に第3回委員会を実施する際は、10月6日（月）午前中を候補日とする事とした。

## 8 閉会

(以上)